

---

---

# 各務原市次期総合計画 策定方針

---

---



令和5年1月  
各務原市

## 1 策定の趣旨

本市では、平成27年度を初年度とし、その10年後となる令和6年度までを計画期間とする「各務原市総合計画」を策定し、「笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感かかみがはら～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて、諸施策を展開してきました。現在は、その後期基本計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）に基づき、各施策分野における具体的な施策を展開しているところです。

しかし、現行の総合計画の策定時の状況と比べ、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。本格的な人口減少社会の到来や少子化・超高齢社会の進行、公共インフラの老朽化、環境・エネルギー問題など対応しなければならない課題が山積しているほか、急速に進展する情報通信技術の活用や、多発・激甚化する自然災害への対策、新型コロナウイルス感染症を契機とした市民の価値観や生活様式の変容など、これまでになく複雑かつ多様な変化が生じ、VUCA<sup>\*</sup>時代という言葉に象徴されるような、先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代を迎えつつあります。

こうした課題や変化に対応するためには、既存の価値観やスタンダードではなく、これまでのまちづくりの進め方を見直し、必要に応じて大胆に方向性を転換することも視野に入れ、未来を見据えた方法や進め方にチャレンジすることが必要です。

そこで、現行の総合計画が令和6年度をもって終了することから、変化が著しい状況にあっても、明確なビジョン（将来都市像）を掲げ、その実現に向けて取り組んでいくための指針として、次期総合計画を策定するものです。

※VUCA（ブーカ）=Volatility（変動性）・Uncertainty（不確実性）・Complexity（複雑性）・Ambiguity（曖昧性）

## 2 総合計画の性格と役割

総合計画は、将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であり、市の最上位計画となるものです。

平成23年の地方自治法改正により、地方自治体が「基本構想」を策定する義務付けがなくなり、以降、総合計画の策定を見送る自治体も見られますが、総合的かつ計画的な市政の運営を図るためには、明確な中長期的ビジョンを示し、取り組むべき施策の方向性を示す指針が必要であり、本市では、各務原市総合計画条例を定め、総合計画を策定しています。

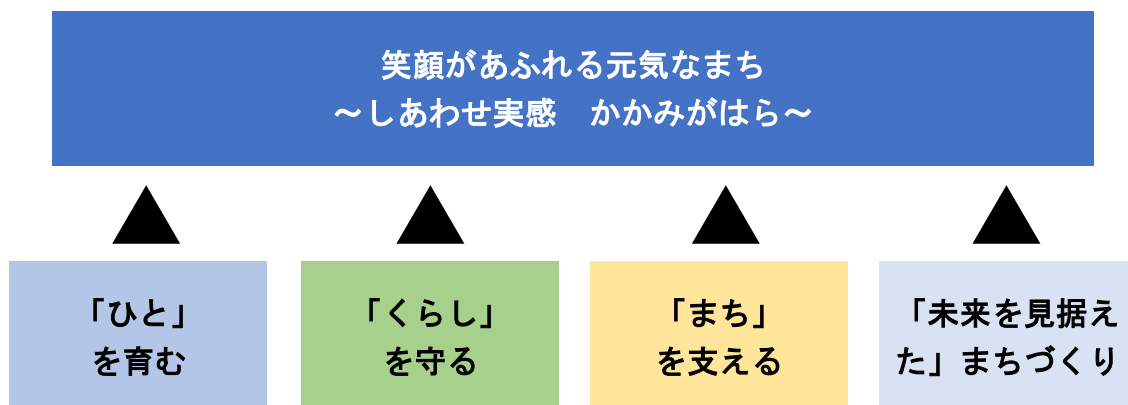
### 3 計画の構成及び期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。  
また、中期財政計画を別に定め、財政見通しと連動した実効性のある計画とします。

#### 基本構想

長期的展望に立ち、本市の「将来都市像」並びにその実現のための「基本理念」及び方向性を示します。

計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。



#### 基本計画

基本構想で示した将来都市像を実現するため、各分野の基本方針及び施策の方向性を体系的に示します。

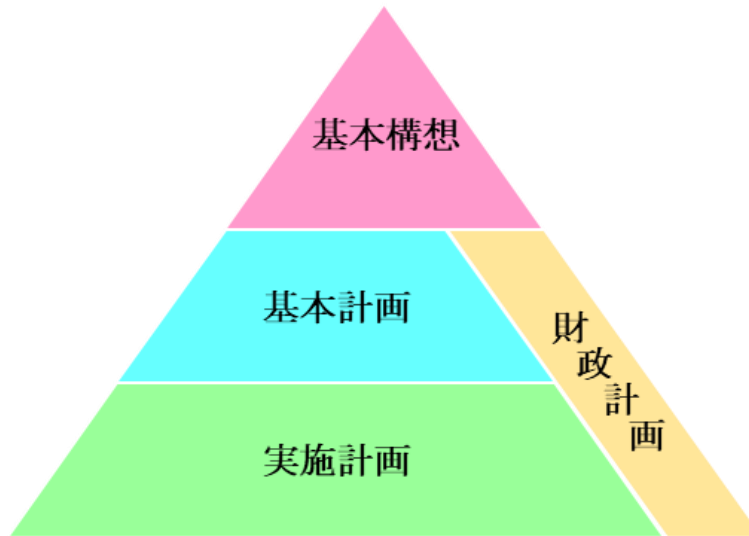
社会経済情勢の変化等に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、各5年の計画期間とします。

- 前期基本計画：令和7年度～令和11年度
- 後期基本計画：令和12年度～令和16年度

#### 実施計画

基本計画で示した施策を実現するため、具体的な事務事業を示します。  
計画期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式とします。

構成イメージ



計画期間イメージ

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
基本構想	令和7年度～令和16年度（10年間）									
基本計画	前期:令和7～11年度(5年間)					後期:令和12～16年度(5年間)				
実施計画	3年間			3年間			毎年度ローリングにより見直し			
	中期財政計画 5年間					中期財政計画 5年間				
財政計画	中期財政計画 5年間					中期財政計画 5年間				

## 4 策定体制

### (1) 附属機関

各務原市総合計画策定条例（平成25年条例第41号）及び各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）に基づき、各務原市総合計画審議会（委員定数25名）を設置します。

なお、委員のうち、2名程度を市民からの公募委員とします。

### (2) 庁内体制

#### ①政策会議

市の将来都市像及び基本構想・基本計画の最終原案について審議します。

#### ②総合計画策定委員会

副市長、部長級職員により構成し、素案について調整、決定し、審議会に付議します。

#### ③庁内ワーキンググループ

主に係長級職員により構成し、素案立案のための調査及び研究のほか、市民ワークショップに出席し、意見の収集を行います。

### (3) 市議会との関係

総合計画の策定状況について、適宜、市議会へ報告を行うとともに、各務原市総合計画策定条例第5条に基づき、基本構想案、基本計画案をそれぞれ議案として提出します。

## 5 市民参画

「市民の、市民による、市民のための市政」という視点から、市民との「対話」を重視するとともに、市民をはじめとするオール各務原による計画づくりのため、市民意識調査、市民ワークショップ、パブリックコメント、各種団体ヒアリングなど、多様な市民参加の手法を用いて、市民等の意見やニーズを聴く機会を設けます。

また、「まちづくりミーティング」や「あさけんポスト」といった広聴事業の結果を十分踏まえるとともに、機会を捉えて、市の広報紙やウェブサイトにより策定状況を広くお伝えし、より多くの市民の意見の把握に努めます。

## 6 スケジュール（想定）

令和5年度 基本構想の策定  
令和6年度 基本計画の策定  
令和7年度 次期総合計画スタート